

# 兵庫県公報

平成23年4月1日 金曜日 第7号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

<b>教育委員会規則</b>	ページ
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 .....	1
<b>教育長訓令</b>	
○ 教育機関処務規程等の一部を改正する訓令 .....	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改正により、子ども手当の支給期間が延長されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年4月1日

兵庫県教育委員会  
委員長 西村 亮一

### 兵庫県教育委員会規則第10号

#### 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
第13条第2号、第24条第4号、第31条の5第5号、第31条の10第5号、第35条第5号、第48条第5号、第54条第5号、第68条第5号、第70条の6第5号、第70条の17第5号及び第70条の23第5号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育長訓令

### 兵庫県教育長訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
教 育 機 関

教育機関処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成23年4月1日

兵庫県教育長 大西 孝

#### 教育機関処務規程等の一部を改正する訓令

（教育機関処務規程の一部改正）

第1条 教育機関処務規程（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第1項第8号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加える。

(兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部改正)

第2条 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第8号及び第14号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加える。

(兵庫県立学校処務規程の一部改正)

第3条 兵庫県立学校処務規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第5条第7号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。